

忘れていませんか？

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の手続き (1世帯5万円の給付)

確認書・申請書の提出期限は2月15日(水)です。

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯あたり5万円を支給する事業が実施されています。

令和4年9月30日時点で周防大島町に住民票があり、世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯が対象です。（住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外）対象世帯には12月初旬に町から「確認書」を発送しています。また、予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）にも申請書の提出により給付金が支給されます。期限を過ぎてしまうと支給ができませんのでご注意ください。確認書、申請書の提出がお済みでない方は、早めに提出をお願いします。

詳細については、令和4年の広報すおう大島12月号（7ページ）をご確認ください。

【注意事項】

- 世帯の全員が、住民税が課されている親族等の扶養を受けているにもかかわらず、給付金を受給した場合には詐欺罪に問われます。
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

■問い合わせ 福祉課 生活支援班 ☎0820 (77) 5505

全国一斉「Jアラート」の 試験放送を行います



■日時 2月15日(水) 午前10時ごろ

■内容 防災行政無線の試験放送

(注)防災行政無線（屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機）から、「これはJアラートのテストです」と、最大音量で3回繰り返し放送されますのでご注意ください。

(注)気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート^{*}）を用いた訓練で、全国でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

☎総務課 消防防災班 ☎0820 (74) 1000

「使える農地・農機具を使えるうちに使える人へ」 農地銀行・農機具バンクへ登録しませんか？

周防大島担い手支援センターでは、農地銀行・農機具バンクを設置し、高齢や、やむを得ない事情で耕作を断念、または規模縮小を考えている方、あるいは新規参入や規模拡大を考えている方の情報を登録し、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携して農地・農機具の利用を調整しています。

「自分にもしもの事があったら、農地をどうしよう」「やる気があるけど、状態のよい農地が見つからない」「使わなくなった農機具を置いておくのももったいない」など、そのようなお困りごとがありましたらまずはご相談ください。

■相談窓口

周防大島担い手支援センター ☎0820 (79) 1007